

令和6年度 第3回伊丹市参画協働推進委員会 会議録

開催日時：令和7年3月18日（火）18：00～20：30

開催場所：伊丹市役所 101会議室

出席委員：直田会長、有田副会長、清原委員、西村委員、藤本委員、阿部委員、
宮内委員、合田委員

1. 開 会

（事務局より）

- ・委員8名中8名出席。伊丹市参画協働推進委員会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席をもって本委員会が成立。
- ・傍聴者0名。
- ・あらかじめ郵送した会議資料の確認。

（署名委員について）

- ・今回は、有田副会長と清原委員。

2. 議 事

「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて

<資料説明>

- ①条例見直しの経緯と令和3年度答申内容を踏まえた運用について
- ②市民アンケート及び庁内アンケートの結果について
- ③条例の各種制度の状況及び公募型協働事業提案制度の実施状況、他市の条例内容及び動向について

会議内容

会 長：議事次第に沿って、(1)の「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて、まずは事務局から今回の見直しにかかる委員会の目的、スケジュールについて説明をお願いしたい。

事務局： 今回の委員会は、伊丹市まちづくり基本条例付則第2項に基づき、市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況を検討し、その結果、必要に応じて条例の見直しを行うことを目的としている。前回の見直しから4年以内となる令和7年度内に見直し検証を完了する予定である。

第1回目となる本日は、条例見直しの議論に先立ち、各種アンケート結果や条例に基づく施策の推進状況等の情報を共有いただくことを目的としており、条例の検証については、第2回以降からご議論いただきたいと考えている。

本日は、3ブロックに分けて資料説明を行い、それぞれ質疑応答の時間を設けたい。

会 長： 了解した。本日は情報共有を主として、具体的な議論は次回以降とする。それでは、事務局より各資料の説明をお願いし、質疑に入りたい。

<事務局から①条例見直しの経緯と令和3年度答申内容を踏まえた運用について、資料に基づき説明>

A 委員： 令和3年度答申内容を踏まえた運用についていくつか質問がある。まず、条例の普及啓発について。職員研修を段階的に行っているにもかかわらず、職員アンケート結果では、条例を読んだことがない、内容をよく知らない職員がいることに驚いた。研修は何年前から実施していて、全体で何割くらいの職員が受講しているのか。

事務局： 職員全体の何割が受講しているかはすぐに数字が出せないが、研修は階層別に10年以上は実施している。令和3年度答申を受け、職員の理解促進に力を入れなければならないということで、内容をブラッシュアップして実施している。研修内容を見直してからは、アンケート結果からも条例や参画と協働に対する理解度の向上が読み取れ、認知度も今後向上していくものと見込んでいる。

A 委員： 次に、まちづくり出前講座と独自講座のテーマの違い、参加する市民の違いを知りたい。

事務局： 出前講座はテーマがあらかじめ設定されており、10名以上の団体であれば申込ができる。一方の独自講座は、「まちづくり出前講座」を介さず、市民や市民活動団体等から直接依頼を受け、各担当課において独自に実施している各種講座のほか、行政主導で実施している各種事業、説明会など市と市民が相互に情報共有するために実施している講座等を指す。消防訓練なども含まれる。

A 委員： 講座は、行政が説明責任を果たすことを目的としたものなのか、課題について市民と一緒に熟議し、解決策を考えようとするものかを問いたかった。後者の場合、市民の意見を引き出し、議論を活発にし、まとめあげていくというファシリテーション能力が求められるが、そのような研修は実施しているか。

事務局： ファシリテーション研修自体はあるが、研修だけでは業務に直結しにくい面があると考えており、業務の中で培う要素が大きいように感じている。まちづくり推進課においては、共同利用施設の集約化に向けて、地域の方と施設の使い方を検討する機会を設けており、そうした場でファシリテーションの力を発揮できるよう取り組んでいる。自分事としてファシリテーション能力を獲得するために、日々の実践から培ってもらふことと併せて、事例紹介等、実施していきたい。

説明責任を果たすことについては、出前講座による説明に留まるわけではなく、行政発信による説明の機会も設けている。

D 委員： 協働コーディネーター研修の受講者数が年々減っているのが気になるが、理由は何か。また、参考資料にあるコラム「協働 note」はどこで配布しているのか。大々的に配布してはいかがか。

事務局： 協働コーディネーター研修の人数が減少傾向なのは、全員が対話でき、主体的に参加していただけるよう、少人数制での実施にシフトしてい

るためである。また、協働のコラムは職員向けに公開しているもの
であるが、今後は市民向けにも活用していけたらと考えている。

F 委員： 条例の啓発について、出前授業の実績が近年は鈴原小学校のみ
であるが、他のところには行かないのか。

事務局： 小学校側からの依頼に応じて実施しており、市内小学校へ一
斉に案内もしている。校長や社会科教員を通じて、他の小学校にも
広げていただいている。

会 長： 条例の全職員向けの研修を実施している自治体もあるので、
見習ってよいのではないか。また、公民館講座で条例や行政運営に
関する講座は実施していないか。

事務局： 公民館では実施していない。

会 長： 他に質問がなければ、次の資料の説明を事務局より願
いする。

(質問なし)

————— ①質疑終了 —————

<②市民アンケート及び庁内アンケートの結果について、事務局より
資料に基づき説明>

E 委員： 職員アンケート及び所属に対するアンケートの回答数はある
が、回答率がないので、確認してほしい。また、住民アンケートにつ
いても、年代ごとに回答率が異なると思う。20代の回収率が低い
のか、年代ごとの回収率も明らかにしてほしい。こういう問題に
関して関心のある人が答えているのか、そうでないのか、その年
代ごとの差分についても知りたい。年代別の回収率の差は、意見
の偏りにつながる可能性があるため、確認が必要だと思う。

事務局： 職員アンケートの回答率は出していない。

A 委員： ホームページで職員数等を調べて割り出したところ、
全職員 1337 人

で、対象者は1280人、回答率は25.6%となった。また、回答者の役職別で比率を出すだけでなく、各役職で何%が回答しているのかも示したほうがよい。

事務局： 本日いただいたご質問の詳細については、次回の会議で改めてご報告したい。

会長： Web調査はバイアスがかかるといわれている。母集団の性質を前提としてデータを読み解くことが必要だと思う。

G委員： 職員アンケートの回答件数が少ないが、回答への促進策は実施されたか。

事務局： 実施したが、回答数が伸びなかった。今後実施する際は、工夫したい。

E委員： 参考までにお聞きするが、性別・職業は敢えて聞かなかったのか。

事務局： お見込みの通り。

D委員： 今回実施したアンケート全般について、前回との比較について、設問によって取り扱いが異なるようだが、どのように見ればよいか。抽象的かつ前回と異なる問を設定すると、アンケートの意義が薄まるのではないか。

事務局： 今回のアンケートは前回の質問内容を見直して実施したという経緯がある。ただし、前回と同じ質問もあり、その場合は結果を比較できるように資料にデータを示している。

A委員： 居住地別の集計はしているか。まちづくりへの参加意識は地域によって差があるのではないかと思う。居住地別の集計も、地域の特性によって違いが出る可能性があるので、検討してほしい。

事務局： 居住地別の集計は行っていない。地域によってまちづくりへの参加意識に差がある可能性は考えられるので、今後、市民アンケートを取る際には検討したい。

F委員： 昔からの地域は、お祭りなどの伝統行事が引き継がれているので、地域全体でまちづくりの意識も高いと思う。

会 長： 他に質問がなければ、次の資料の説明を事務局より願います。

(質問なし)

————— ②質疑終了 —————

<③条例の各種制度の状況及び公募型協働事業提案制度の実施状況、
他市の条例内容及び動向について、事務局より資料に基づき説明>

会 長： 伊丹市は、パブリックコメントに関する条例や規則はあるのか。

事務局： 伊丹市まちづくり基本条例第 12 条に規定があり、伊丹市パブリック
コメント制度指針がある。

E 委員： 自治会加入率に関連して、自治会の空白地域はどれくらいの面積か。

F 委員： 集合住宅が自治会の対象にならないケースなどもあり、明確に割り出
すのは難しいのではないか。

事務局： 自治会のない戸数や面積を把握するのはむずかしい。広範囲で自治会
は組織されているが、明確には回答しかねる。

E 委員： 解散している自治会はあるか。また、自治会のない区画でも地域自治
組織には参加することができるか。

事務局： 解散する自治会はある。令和 5 年度では解散はなく、自治会数 196 で
維持しており、自治会のないところでも自治協議会には参加できるこ
ととなっている。

F 委員： 公募型協働事業提案制度の採択事業「防災女性リーダーの育成」につ
いて、地域に戻って活動されている具体例はあるか。どの人が受講者か、
自治会が把握できるような仕組みがあると役立つのではないか。また、
地域での活動についても指導をしていただきたい。

事務局： 現在の取り組みでは、男女共同参画の視点を取り入れた防災意識を持
っていただけるよう、講座等で啓発している。また、採択された団体が
地域の防災訓練に招聘されるケースも出てきている。

A委員： 伊丹市参画協働推進委員会の役割としては、公募型協働事業提案制度において、事業の審査はするが、事業継続の判断や成果報告に関わる機会がない。協働事業の報告会を公開で開催すれば、防災やこども食堂など身近なテーマや地域課題であれば、市民の参加意欲も高まり、自治会の皆さんが取り組みを知る機会になる。そこで成果や事業に対する新たな提案があれば、地域とのつながりが生まれる可能性がある。

職員アンケートにも取り組み事例を知りたいという声が多く寄せられていたので、取り組みの事例や実績の公開が必要ではないか。

F委員： 自治協としては、テーマ別に開催されると参加しやすい。

会 長： 自治会や自治会連合会が、どのような人材を求めているか情報を発信することも重要である。例えば、防災を勉強している人材が欲しいなど具体的なニーズを示すことで、参加を促せる。また、歓迎の姿勢を示すことで、地域に住む人々が「自分も力になれるかもしれない」と感じ、参加意欲が高まる可能性がある。

F委員： 一方で、自治会などの組織が衰退していく原因としては、後継者不足が挙げられる。高齢化が進み、活動を続けることが困難になり、自治会をやめるケースが多くある。理事会や自治協でも役員の高齢化が顕著で、これは大きな課題となっている。

A委員： 自治会の活動が見えにくいのではないか。防災訓練や子ども会など一部の活動はわかりやすいが、何をするとところなのかが住民に理解されていないのではないか。自治会の存在意義や、自治会があることで地域社会にもたらされる具体的な利点をもっと明確に示す必要がある。地域の維持に自治会がどのように貢献しているのか、「見える化」することが重要だと思う。

F委員： 我々の校区では、地域の将来像を示す地域ビジョンを作成した。このビジョンを地域の皆さんに周知し、さまざまなテーマに分けて議論を重ね、コロナ禍前は、このビジョンに基づいて「今年度はこういうこと

を行う予定です」「これを実施しました」といった形で地域の皆さんにお知らせしていた。しかし、最近はそれが十分にできていない状況のため、「自治会は何をしているのか」という疑問の声が上がっているのも事実である。この問題を解消しようと、私たちの自治会を含め、多くの自治会が努力を重ねている。

会 長： 地域のあり方については興味深いが、今後の議論の際に深めることとする。

G 委員： 公募型協働事業提案制度について。現在、採択された団体として協働事業を実施中だが、行政と市民団体の連携には課題があると感じている。両者の意見のすり合わせが難しく、途中で事業が終わってしまうケースもあると聞く。私たちも当初は行政からの細かい指示に反発し、独自に活動しようとしたこともあった。そのため、公開で実績報告をするのが難しいケースもあるのではないかと思う。

しかし、協働事業は防災や終活など、市民の関心が高いテーマもあり、個人的には市民税の口座振替の協働も興味深い。市民の生活に身近な分野で活動する市民団体同士の横のつながりを作る機会として、実施状況を公開で発表できる場があってもよいと思う。

継続的な協働は難しい面があるが、市民団体は強い思いを持って活動している。行政はその思いをくじかないよう配慮しながら、協働を進めていくことが今後の課題だと思っている。

B 委員： これまでの議論の中で、テーマ型団体と地域とのつながりの難しさについて話があったが、公募型協働事業提案制度の対象は市全体を想定している。もし、小学校区単位での活動も対象として認められるようになれば、状況が変わる可能性があると思う。例えば、特定の小学校区で活動したいという事業提案を受け入れることで、その地域の自治協議会などの地縁型団体とテーマ型団体が協力しやすくなるかもしれない。

現在の仕組みでは、公平性の観点などから、市全体を対象とすること

が求められているが、この視点を少し変えてみると、面白い展開が期待できるかもしれない。

会 長： G 委員や B 委員の意見は、この条例の運用を点検する際に重要なポイントを押さえている。条例の見直しよりも、むしろ、運用面に焦点を当てて議論することが大切で、前回の見直し同様、今後の会議でこれらのポイントをテーマにしながら議論を深めていくべきと考える。

条文の解釈だけを議論しても実効性は低い。むしろ、地域や現場でこの条例がどのように運用され、どんな活動が条例によって支援されているかを掘り下げて議論することが有効だと考える。条例の実際の影響や効果を理解することで、より実践的な方針を立てることができる。いいご意見に感謝したい。

————— ③質疑終了 —————

会 長： それでは、事務局から提案事項があるということで、それを説明していただきたい。

事務局： 2点、見直し検討の運用に関してと、今後の進め方について、追加資料を配布して説明する。

(追加資料「まちづくり基本条例の見直しの運用変更について」「条例評価・検証シート」の配布)

事務局： まず、1点目、今後の見直し検討の運用に関して事務局意見を述べる。

これまで、付則に従い、4年以内ごとに見直し検討を実施いただき、直近2回の見直しにおいては、条例自体の改正はないが、運用状況や検証の必要性について答申、意見等をいただいている。事務局としても、前回の答申、意見と同様、条例に基づく制度等の運用状況の検証の必要性を感じており、これまでのように4年以内ごとの検証ではなく、年に

1 度、運用状況等について市から報告し、本委員会にて評価・検証をしていただいているとは考えている。

市民アンケートや職員アンケートを毎年とることはしないが、条例に基づく制度等の運用状況、庁内における協働事業の調査等は毎年確認し、公募型協働事業提案制度の採択団体へのヒアリング、協働事業の実施状況等と併せて報告する。

ただし、条例の見直しについて、付則にて「4 年以内ごとに見直す」との規定があり、付則を削除、または見直し年限について改正するというだけでなければ、毎年、運用状況等の評価・検証を進めながら、4 年以内ごとに改正有無について判断いただく。そこで改正の必要性があると判断されれば、翌年に臨時委員にも入っていただき、改正内容について具体的に検討を進めるという運用にしてはと考えている。

今回の条例見直しに際し、付則については本運用を踏まえて意見をいただきたい。

2 点目、今後の進め方について。次回から具体的に条例の見直しについて議論いただくにあたり、事前に委員から意見を聴取し、集約する方法を考えている。シートについては、委員の記入後、事務局にて集約・整理し、委員会に提示する。意見のあった条文、特に意見が集中した条文については重点的に議論いただきたい。

効率的に意見が集約でき、議論を深められるため、他の条例見直しや計画の見直し等でも使われる方法である。4 月中旬をめどに提出をお願いしたい。

会 長： 運用の見直しについて、これまでは 4 年に 1 度市民アンケートを実施していたが、毎回同じような結果が出るため、その必要性にやや疑問がある。むしろ、協働事業の評価に重点を置くべきではないか。

ただし、評価する協働事業の範囲をどこまでとするか、例えば公募型協働事業提案制度で採択された事業のみか、それとも庁内の協働事業

として一覧表にある主要な事業すべてを対象とするかで、作業量が大きく変わってくる。すべての事業を評価すると膨大な作業になる可能性があるため、どの範囲で実施するかについては、さらなる議論が必要だと考える。この点について、本日結論を出す必要があるか。

事務局： 本日結論を出していただく必要はない。また、運用状況の報告については、協働事業に関する報告だけではなく、条例に規定する様々な事業について報告したいと考えている。また、全庁的な評価制度として新たに立ち上げるつもりはなく、報告書のイメージとして、資料 11、12「協働による事業内容の調査」、資料 13「各種制度に関する資料」、資料 15「公募型協働事業実績報告ヒアリングシート」を基本とし、必要に応じて追加したいと考えている。庁内の協働事業すべてをシート化するのは難しいと考えている。

会 長： 実際にそれだけでは伊丹市の協働の状況が十分に見えないのではないか。例えば、豊中市では毎年、「協働の取組状況調査」を公開しており、ホームページから容易に閲覧できる。豊中市の場合、個別の事業ごとにシートを作成しているわけではなく、協働事業全体を俯瞰し、例えばパブリックコメントの状況など、今日提示された資料 13 のようなものをより詳細に分析したものが実績報告書になっている。我々もそこまで詳細なものを作成するのか。

この点については、もう少しイメージを具体化する必要がある。現状の情報だけで議論を進めると理解が困難になるため、さらに詳細を詰めて議論を進めていくべき。ただし、これはここで結論を出す話ではない。今回の見直しは従来どおりということによろしいか。

事務局： お見込みの通り。

会 長： このような提案が出ていることを踏まえ、評価の方法と見直しについては次回の見直しから、より効率的なやり方に変更することを今回の委員会の中で検討する。また、評価・検証シートについて、新たな条文

を提案したい場合は、条例の欄ではなく「新規」などと記入し、必要と思われる条文の提案をしてよいか。

事務局： 問題ない。

A委員： 見直しの会議が始まったばかりで、皆さん大変だと思う。「評価・検証シート」は議論していない段階でいいのかという懸念もある。

会 長： 次回の会議で順番に意見を出す際に、自分の言いたいことを忘れないよう簡単なメモを作成するということでは。

A委員： 趣旨は理解できる。例えば、資料2の基本条例で、第10条のコミュニティについては地域自治組織との違いや、コミュニティについては市民の責務だけでなく他の側面についてもっと議論したいといったことを書けばいいということか。

会 長： 事前に皆さんの意見が出ていれば、他の方の考えも把握でき、自分の意見も出しやすくなる。そういった利点がある。

G委員： 些細な点でもよいか。

事務局： 問題ない。評価項目については3つ設けているが、条例改正の検討を要すると評価する場合は、現行の条例では支障があると判断できる理由も記載していただきたい。条例の表現や言い回しというよりは、現状の条例に不具合や問題があるかどうかという観点で評価を選択いただきたい。どの評価になるか不明なものは「その他」を選択し、評価理由の自由記述欄に気になる点を挙げていただき、議論の中で検討したい。

会 長： 条文にこだわる必要はなく、今日の資料で見られたように、協働には課題が、その解決には、地域とNPOが会う具体的な場が必要かもしれない、というような意見も大切である。条例に反映させるか、現行の運用で対応できるかは、今後の議論で決めればよい。現段階では、皆さんが感じている課題を自由に書いていただき、条文との紐付けは現段階では必要ない。もちろん、条例の特定の文言に対する意見があれば、それも書いていただいても構わないが、条文作成の段階ではないので、細

かい条項や文言の提案は現時点では必要ない。全体を見て、重要なポイントや、規定はあるものの実際の運用ができていない点などを指摘し、その改善策を提言するので良い。最終的には、条文はそのままに、運用面での提言をまとめるという形になるかもしれない。これは今後の議論次第なので、議論の際に役立つと思われる意見があれば、自由に書いてください。必ずしも全ての項目を埋める必要はなく、関心のある部分だけでも構わない。

E 委員： 初歩的なことだが、この資料2の条例と解説書の条文は全く同じものか。詳しい内容については解説書を参照すればよく、確認できる箇所があれば、そこを見ればいいということか。

事務局： お見込みの通り。資料2に記載されている条文については、条例解説書にすべて掲載されている。解説書には条文ごとの説明も載っており、条文に問題があるのではないか、あるいは追加が必要ではないかといった意見があれば、このシートを活用いただきたい。

今回初めてこのようなシートを導入したが、議論の際の整理に役立てたいという思いから取り入れた。シートには3つ記載欄を作っているが、必ずしも全部埋める必要はなく、気になる点が1つでもあればそれを記入し、意見を述べる際の助けにしていただければと考えている。

会 長： 質問シートも作成し、送付してもらいたい。アンケートの特定の部分について不明点がある場合や、資料の特定のページに関する質問がある場合は、それらを質問として記載してください。事務局は、次回の会議で、それぞれの質問に回答していただきたい。

以上で、本日の議事が全て終わったので、これで終了する。

事務局： 次回、第4回伊丹市参画協働推進委員会を5月21日(水)18時より開催する。会場は本日と同じ、市役所1階の101会議室を予定している。

以上で、令和6年度第3回伊丹市参画協働推進委員会を終了する。

以上の通り、令和 6 年度第 3 回伊丹市参画協働推進委員会会議録として、確認
します。

(以下署名 2 名)